

民間資金等活用事業推進会議の設置の意義について

1. 衆・参 内閣委員会における附帯決議

今般の P F I 法の改正法案の審議の際、衆議院内閣委員会（平成 23 年 5 月 20 日）及び参議院内閣委員会（平成 23 年 4 月 19 日）において、内閣府の特別の機関として新たに設置された民間資金等活用事業推進会議について、以下の附帯決議が付されている。

「民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること」

2. 民間資金等活用事業推進会議の設置の意義

（1） P F I は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、 P F I の推進そのものが行政の簡素化に資するものであり、昨年 6 月に閣議決定された新成長戦略においても、国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していくことが必要であることから、 P F I 制度の拡充を行い、2020 年までの 11 年間で P F I 事業規模を少なくとも約 10 兆円以上拡大することを目指すとされている。また、民間の事業機会を創出することにより、経済を活性化し、我が国の経済成長を最大限実現する必要がある。

(2) 今般のPFI法の改正は、このような状況に鑑み、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備の一層の促進を図るため行われたもので、新たに設置された民間資金等活用事業推進会議は、

- ・ P F I 事業を実施するに当たっての基本方針の案の作成
- ・ 関係行政機関相互の調整

例えば、P F I 事業と通常の公共事業との制度的なイコールフットィングを図るための支援のあり方に関する調整等

等を担う政務主導による推進機関であり、政府一体としてP F I をより強力に推進するため、体制の整備が図られたものである。

3. 民間資金等活用事業推進委員会との関係

民間資金等活用事業推進委員会は、学識経験者や実務経験者等が専門的な立場からP F I について調査審議を行い、関係省庁に意見を述べる第三者的な審議会であり、内閣における推進機関である民間資金等活用事業推進会議とは、その役割は大きく異なるものである。

4. 検討・結論

民間資金等活用事業推進会議は、P F I 事業を実施するに当たっての基本方針の案の作成のみならず、政府一体となってP F I 事業を推進する立場から、P F I 事業と通常の公共事業との制度的なイコールフットィングを図るための支援のあり方に関する調整等関係行政機関相互の調整を図るところにその設置の意義があるものである。